

## 三田市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 認定等の手続（第4条－第20条）
- 第3章 適合性判定等の手続（第21条－第26条）
- 第4章 雑則（第27条）

### 付則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、三田市長（以下「市長」という。）が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の認定、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（市長が定める機関）

第2条 三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号。以下「条例」という。）別表第30号の10に規定する市長が定める機関は、次の各号に掲げる機関（以下「登録省エネ判定機関等」という。）とする。

- (1) 法第29条第1項若しくは法第31条第1項の規定に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）が、住宅のみの用途に供する建築物の場合又は居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を含む建築物における当該住宅部分に係る部分に限る場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- (2) 性能向上計画認定の対象が、非住宅のみの用途に供する建築物の場合又は住宅部分を含む建築物における当該住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）に係る部分に限る場合 法第36条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (3) 性能向上計画認定の対象が、住宅部分及び非住宅部分の両方の用途に供する建築物の場合 前号に定める機関かつ第1号に定める機関である機関

- 2 前項第2号に定める機関は、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものとして品確法第9条第1項第2号に掲げる基準に適合する機関に限るものとする。この場合において、同号中「登録申請者」とあるのは「三田市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第2条に定める登録省エネ判定機関等」と、「住宅」とあるのは「建築物」と、「新築住宅」とあるものは「建築物」と読み替えるものとする。

(市長が定める書類)

第3条 条例別表第30号の10中建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する市長が定める書類は、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること)の写しとする。なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分を除く。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6に適合しているものに限る。

- 2 条例別表第30号の10中建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する市長が定める書類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第11条第6項に規定する適合判定通知書(棟全体で認定のものに限る。)の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(2) 性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)第24条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(4) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準

に基づく断熱等性能等級 4、等級 5、等級 6 又は等級 7 及び一次エネルギー消費量等級 4、等級 5 又は等級 6 に適合している場合に限る。)の写し。なお、法の施行の際、現に存する建築物の住宅部分に係る部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級 3、等級 4、等級 5 又は等級 6 に適合しているものに限る。

## 第 2 章 認定等の手続

(認定申請の時期)

第 4 条 法第 29 条第 1 項 (法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による性能向上計画の認定申請 (以下「性能向上計画認定の申請」という。)は、当該計画に係る建築物の新築等の着工前に行わなければならない。

(認定等の申請)

第 5 条 前条の性能向上計画認定の申請をしようとする者は、申請書の正本 1 通及び副本 1 通 (第 12 条第 1 号に定める書類等 (以下「適合証等」という。)が添付されていない申請にあつては副本 2 通) に、省令第 20 条第 1 項 (法第 31 条第 2 項において準用する場合にあつては省令第 26 条) に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第 30 条第 2 項 (法第 31 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項 (同法第 87 条の 4 及び同法第 88 条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する確認の申請書 (正本 1 通及び副本 2 通) を併せて市長に提出しなければならない。

3 省令第 28 条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請 (以下この章において「軽微変更該当証明申請」という。)をしようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本 1 通及び副本 1 通 (適合証等が添付されていない申請にあつては副本 2 通) に、省令第 20 条第 1 項に定める図書及び軽微な変更説明書を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請内容が軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書を交付するものとする。

(性能向上計画の通知)

第 6 条 市長は、法第 30 条第 3 項 (法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により建築主事に通知する場合は、建築物エネルギー消費

性能向上計画に関する通知書に確認の申請書を添えて行うものとする。

(登録省エネ判定機関等による技術的審査)

第7条 性能向上計画認定の申請及び軽微変更該当証明申請（以下「性能向上計画認定等の申請」という。）をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該計画が法第30条第1項第1号に定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合していること又は当該建築物が備えるべき消費性能が法第2条第1項第3号に定める基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることについて、登録省エネ判定機関等による技術的な審査（以下「事前審査」という。）を受けられることができる。

2 申請者が、前項の事前審査を受けたときは、登録省エネ判定機関等が発行する認定基準に適合することを証する適合証を申請書に添付しなければならない。この場合において、申請書は正本1通及び副本1通とする。

(事前相談)

第8条 申請者は、性能向上計画認定等の申請（以下「認定等の申請」という。）に係る審査（以下「認定等の審査」という。）を円滑に進めるため、認定等の申請を行う日の概ね21日前（法第30条第2項の規定による申出をしようとする場合にあっては、性能向上計画認定の申請を行う日の35日前）までに、市長に事前相談を申し出ることができる。

(登録省エネ判定機関等への審査依頼)

第9条 市長は、認定等の申請において適合証等が添付されていない場合にあっては、法第30条第1項に係る審査を登録省エネ判定機関等に依頼することができる。

(申請書の追加説明等)

第10条 市長は、省令及び本要綱等に基づき提出される図書によって、性能向上計画認定等の申請が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

(1) 性能向上計画認定の申請が誘導基準等に適合していることを判断出来ない場合

(2) 軽微変更該当証明申請が軽微な変更に該当するかどうかを判断出来ない場合

2 市長は、適合証等が添付された計画の認定申請の内容に疑義がある場合は、登録省エネ判定機関等に説明等を求めることができる。

3 法第35条第3項の規定により建築主事に性能向上計画を通知した場合は、建築主事が直接申請者に追加の説明等を求めることができる。

(標準処理期間)

第11条 認定等の審査に係る標準的な処理期間は、次の各号に定めるものとする。ただし、前条の規定により市長等が申請者に追加の説明等を求めたときは、その説明があった日までの日数は当該処理期間に含まないものとする。

(1) 一戸建て住宅に関する計画にあつては、申請書を受理した日から21日以内、それ以外の計画にあつては28日以内の期間。ただし、合理的な理由があると市長が認める場合に限り、35日まで延長することができる。

(2) 申請書に適合証等を添付している場合においては、前号の期間から14日を減じた期間

(3) 法第30条第2項の規定による申出があつた場合においては、前2号の期間に、建築基準法第6条第1項第3号に掲げるものにおいては7日、それ以外においては35日を加えた期間

(所管行政庁が必要と認める図書)

第12条 省令第20条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 登録省エネ判定機関等による事前審査を受けた場合にあつては、当該登録省エネ判定機関等により作成された誘導基準に適合すると認める旨の書類

(2) 第3条に定める書類を添付する場合にあつては、当該添付書類

(3) 法第30条第2項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申出に係る建築物の計画が、建築基準法第18条第4項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあつては、同法第18条の2第1項の規定により兵庫県知事から委任された指定構造計算適合性判定機関が当該計画について特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定した旨が記載された通知書又はその写し

(4) その他市長が必要と認める図書

(所管行政庁が不要と認める図書)

第13条 省令第20条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次の

各号に掲げる図書とする。

(1) 前条第1号又は第2号に定める図書を添えたものにあつては、省令第20条第1項の表(ろ)項及び(は)項に掲げる図書

(2) その他市長が不要と認める図書  
(認定しない旨の通知)

第14条 市長は、認定申請に係る性能向上計画が誘導基準等に適合しない場合にあっては、認定しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(軽微変更該当証明申請に係る通知)

第14条の2 市長は、軽微変更該当証明申請に係る性能向上計画が軽微な変更該当するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨の通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、軽微変更該当証明申請に係る性能向上計画が軽微な変更該当しない場合にあっては、証明しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 申請者は、認定を受ける前又は軽微変更該当証明書を受領する前にその申請を取り下げようとするときは、取下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(新築等の取りやめ)

第16条 法第31条第1項に定める認定建築主(計画の認定を受けた後、所有者の変更が行われた場合は、変更後の所有者をいう。以下「認定建築主等」という。)は、認定された計画に係る建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、取りやめ届の正本及び副本各1通に認定通知書並びに認定申請書の副本及びその添付図書(以下「認定通知書等」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(調査の協力)

第17条 市長は、申請者及び認定建築主等に認定等に係る調査等について、協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第18条 認定建築主は、認定の申請に係る建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書により、認定された計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告のほか、認定建築主に対し、認定等に関し必要な事項を各種報告書により報告を求めることができる。

(改善命令)

第19条 市長は、法第33条の規定による改善に必要な措置をとるべきことを命ぜるときは、改善命令書により認定建築主等に通知するものとする。

(取消しの通知)

第20条 市長は、法第34条の規定により性能向上計画の認定を取消すときは、認定取消通知書により認定建築主等に通知するものとする。

### 第3章 適合性判定等の手続

(適合性判定等の申請)

第21条 法第11条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定の申請をしようとする者は、申請書の正本1通及び副本2通に、省令第3条に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第11条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請をしようとする者は、申請書の正本1通及び副本2通に、省令第4条に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第12条第2項及び第3項の規定による通知について準用する。

4 省令第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請（以下この章において「軽微変更該当証明申請」という。）をしようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本1通及び副本2通に、省令第4条に定める図書及び軽微な変更説明書を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請内容が軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書を交付するものとする。

(登録省エネ判定機関への審査依頼)

第22条 市長は、法第11条第1項及び第2項、法第12条第2項及び第3項に係る適合性判定並びに軽微変更該当証明申請の技術審査を第2条第2号に規定する機関に依頼することができる。

(申請書の追加説明等)

第23条 市長は、本要綱に基づき提出される図書によって、軽微変更該当証明申請が軽微な変更該当しているかどうか判断できない場合にあつては、申請者に

追加の説明等を求めることができる。

(標準処理期間)

第24条 軽微変更該当証明申請における標準処理期間については、法第11条第3項及び第4項の規定を準用する。

(軽微変更該当証明申請に係る通知)

第25条 市長は、軽微変更該当証明申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が軽微な変更にあつては、その旨の通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、軽微変更該当証明申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が軽微な変更にあつては、証明しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第26条 申請者は、適合性判定通知書の受領又は軽微変更該当証明書の受領の前にその申請を取り下げようとするときは、取下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。